

2017年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（10月募集）

[外国人留学生入試]

小論文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 12 ページまであります。
4. 試験時間は 90分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、スマートフォン等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

入学試験日 2016年10月9日（日）

小論文

問題

次の資料〔第190回国会 衆議院 財務金融委員会 第2号（平成28年2月12日）会議録（部分）〕を読んで以下の問いに答えなさい。

（1）租税特別措置について

- ① 租税特別措置によるメリットとデメリットを述べなさい。
- ② 適用実態調査で報告された中小法人向け軽減税率の利用増加に関するD委員からの質問（中小企業の経営改善の有無の認識）に対し、S副大臣はどのような認識をもっていると考えられますか。

（2）消費税及び外形標準課税について

- ① ビルトインスタビライザーの機能を説明しなさい。
- ② I委員は、税収に占める消費税や外形標準課税の割合が大きくなっていくと、なぜ財政面がこれまで以上に重要になってくると考えていますか。

（3）D委員は、給与所得控除の上限額に関する改正によって「所得税の累進度が高まって、結果的には所得税の所得再分配効果が高まる」と考えています。D委員がそのように考える理由について述べなさい。

【参考1：給与所得の金額＝給与収入の金額－給与所得控除額】

【参考2：納付すべき所得税額は、1年間に稼得した所得金額の合計に超過累進税率を乗じて算出される。】

資料〔第 190 回国会 衆議院 財務金融委員会 第 2 号（平成 28 年 2 月 12 日）会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○M 委員長 これより会議を開きます。

財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

兩件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁 K 君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として総務省大臣官房審議官 T 君、財務省主計局次長 B 君、主税局長 U 君、財務総合政策研究所長 N 君、国税庁次長 H 君、厚生労働省大臣官房審議官 F 君、観光庁観光地域振興部長 Y 君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○M 委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○M 委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

（…略…）

○I 委員 自由民主党の I でございます。

本日は、財務金融委員会につきまして質問いただく機会をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。この委員会に配属されて一年たちましたけれども、初めての機会ということでございますので、先輩各位の御指導を賜ればというふうに思います。

まず、法人税改革についてお伺いをしたいというふうに思います。

我が国が直面をする最重要課題は、デフレ脱却と経済再生だ。特に A 政権は、この三年間で、大胆な金融緩和、そして機動的な財政出動、そして民間投資を刺激する成長戦略という三本の矢を推進してまいりました。

大臣の所信にもありましたように、企業の経常収益は過去最高になるとともに、雇用や所得環境も着実に改善をしつつあります。それが消費や投資の増加に結びつくという経済の好循環が生まれ始めており、政権の大きな功績として高く評価されるべきだと私も認識をしているところでございます。

しかしながら、私の地元静岡県でございますけれども、地方にまでそうした多くの方々が本当に景気が回復したというような実感を持っているかという、これはまだまだ道半ばではないかなというのが実感でございます。

ですから、大臣の所信にもありましたように、引き続き、民需主導の好循環を確固たるものにして、そして、強い経済の実現に向けてこれまでの経済政策をより一層強化していくことが必要だと考えます。

このような観点から、企業がさらなる投資拡大や賃上げに積極的に取り組むことを促すためにも、課税ベースを拡大しつつ、法人実効税率を引き下げるという成長志向の法人税改革は極めて重要な意義を持つものであり、またあわせて、租税特別措置を必要なものに限定していくことで税負担のゆがみを是正していくことも重要だと考えております。

大臣は、昨年七月二十四日の閣議後の記者会見で、法人税改革などさまざまなテーマが予想されているところでありますが、課税ベースの拡大に向けて租税特別措置をゼロベースで見直すなど、要望段階から主体的に取り組んでいただきたい旨、各大臣に伝えたとおっしゃっております。

こうしたことを踏まえまして、財務省から、今般の法人税改革と租税特別措置の見直しについて、その内容と狙いをお聞かせください。

○S副大臣 法人税改革と租税特別措置の見直しについてということで御質問がございました。

委員、ほとんど御理解をいただいているようではございますけれども、今般の法人税改革は、課税ベースを拡大しつつ、税率を下げるということによって、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革するものでありまして、この改革を進めることによって、課税ベースの拡大によって財源をしっかりと確保しながら、税率を下げて、目標としていた法人実効税率二〇%台というものを改革二年目にして実現をしようというものでございます。

稼ぐ力のある企業等の税負担を軽減することで、企業が投資を拡大しよう、もしくは賃金を引き上げよう、こう考えていただき、それが経済の好循環の定着につながればということで考えております。

また、租税特別措置につきましては、この特徴として、特定の政策目的を実現するための有効な政策手法となり得る一方で、一定の産業等に税負担のゆがみを生じさせるというような面もあることから、必要性、政策効果を見きわめた上で適切に見直していくべきものと考えております。

先ほど大臣の答弁でもございましたが、今回の税制改正でも、生産性向上設備投資促進税制は期限どおり縮減、廃止をすることなどを決めましたけれども、今回、期限が到来する十七項目の全てにつきまして廃止または縮減を伴う見直しというものを行っております。今後ともしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○I委員 ありがとうございます。

今回の法人税改革と租税特別措置ということで、景気回復に資するようにさらに進めていただきたいというふうをお願いを申し上げたいというふうに思います。

景気回復による税収増が、大変多くなってきたという御説明があります。また、歳出改革の積み重ねも大変努力をいただいているところですが、けれども、依然として基礎的財政収支は赤字の状態が続いておりまして、国と地方を合わせた借金は一千兆円を超えるという厳しい状況であります。地元の方でも、国の将来について、この借金を見て大変心配をいただく声を数多くいただいているのが現状でございます。

こういう状況を越えるために、まずは経済成長ということで、名目GDPが五百兆円を超えて、リーマン・ショック前の水準を回復いたしました。A政権発足後だけで見れば、名目GDPが約二十八兆円増加をしております。

また、企業部門も大変な好決算を背景にして内部留保を大変積み上げておりまして、これは、二年前の二〇一四年末で三百五十四兆円という分厚さを実現しております。A政権、新政権が発足後、二年間ではございますが、こちらは五十兆円を積み上げているということでございます。

GDPが二十八兆円伸びていて、内部留保が五十兆円、こういう状況を考えると、法人税減税に対して、財源なき減税ということはなかなか国民の皆様にご理解を得られないんじゃないか。そういう中でも、稼ぐ力を持った企業をさらに応援していくことはこれからも必要だと考えております。

さらに、税と社会保障の一体改革では、消費税の増税ということをご希望していくということが法律に明記をされております。こちら、少子高齢化を初めとして社会構造が大きく変化する中で、将来世代に負担を先送りしないためにも、税・社会保障の一体改革をきちんと実現することも極めて重要だと考えております。

こうした、法人事業税の外形標準課税ですとか消費税といったような景気によって大きく税収が変動しない税については、安定的に税収が得られるという長所がございますけれども、こうしたような安定的な税収というものが今どれぐらい割合としてふえてきているのか。例えばということがございますけれども、消費税が税収に占める割合というのを少し時系列でお示ししたいと思っております。

○S副大臣 消費税の創設以来の一般会計税収に占める割合ということでございますが、税収が平年度化した年度で見たいと思っておりますが、創設時三%におきましては、平成二年度の決算ベースで七・七%でございます。五%への引き上げ時につきましては、平成十年度の決算ベースで二〇・四%、そして八%への引き上げ時につきましては、平成二十七年度の補正予算のベースで三〇・三%となっております。

○I委員 ありがとうございます。年々、消費税が国税に占める割合というのが非常に大きくなってきているということでございます。

消費税は、当初は福祉のためということで導入をされ、また、近年では社会保障のためということで多くの国民の皆様方に御説明を申し上げ、時には大変厳しい声をいただきながらも、御理解をいただいで進めてきたというのが実情ではないかというふうに考えております。こうした消費税、景気に左右されない安定財源として、これまた景気に左右されない安定的な支出である福祉ですとか社会保障の財源として大変適しているものだというふうに私も考えているところでございます。

しかしながら、消費税だけではなくて、外形標準課税のような景気変動に左右されないような税の割合がこれだけふえてくると、景気の大きな変動を防ぐためにもともと財政が持っている機能として、ビルトインスタビライザーという機能が言われてございます。不景気的时候には、税収が減る、そして民間部門の負担を減らしていく、そして景気が過熱局面に入ってくると、税収がふえて自然と景気の過熱を防いでいく、そういう機能を持っているということでございますけれども、景気に変動されない税収が多くなってくると、そのビルトインスタビライザーの機能が大変弱くなっていくのではないかというふうに考えてございます。

こうしたことが収入の面から起きますので、今度は財政出動とか財政の支出の面でさまざまな工夫をしていかなければいけないというふうに考えてございますけれども、これからさらにこうした消費税ですとか外形標準課税というものをお願いしていかなければいけない局面で、柔軟な歳出面での対応の意義はこれまで以上に大きくなるというふうに考えてございますけれども、これは大臣の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○L 国務大臣　いわゆる税のビルトインスタビライザー、自動安定化装置というんですかね、制度というんですか、これに関して、その機能が小さくなったかどうかについてはちょっと一概には申し上げられないんですが、政府として、民間需要主導型の強い経済というものを実現させる方向に向けて、今、経済状況というものを踏まえて適切に対応をするということはしていかなければならぬというのは、I先生おっしゃるとおりなんだと思っております。

政府として、経済再生と財政健全化の両立を図るという観点から、例えば、平成二十四年度の補正予算においては、景気の底割れ懸念というものがあの当時ありましたものですから、その対応策として五兆二千億の公債発行というのを追加発行させていただいて、十兆三千億の景気対策というか経済対策を実施させていただきました一方、平成二十七年度の補正予算においては、経済の下振れリスクというものを適切に回避させつつ、いわゆる二年連続で公債の減額というものを実施したりして、これまでのところ、税収の伸びもこれありで、適切な対応ができつつあるんだと思っております。

いずれにしても、この経済状況というものを踏まえた上でいわゆる経済財政運営というのにはいかに取り組んでいくかというのは極めて重要な課題だ、我々もそう認識いたしております。

○I 委員 ありがとうございます。

景気の面で、これまで以上に財政の面が非常に重要になってくるという見解をいただいたというふうに認識をしております。

デフレ脱却、経済再生の両立とともに実現をしなければいけないもう一つの大きな課題が、これは大臣が所信でも述べられておりますけれども、財政健全化でございます。アベノミクスの経済成長により税収も十五兆円増加をする一方で、歳出の伸びの抑制にも努めてきて、二〇一五年のプライマリーバランスの赤字半減目標、これは、もうすぐ年度末でございますけれども、達成をする見込みだというふうに伺っております。財政健全化は着実に進んでおります。

その一方、先ほども申し上げましたように、まだまだ我が国の財政は深刻な状況でございます。ここで手綱を緩めるわけにはいかないということで、日本銀行がマイナス金利を導入したことで、国債金利が初めてマイナスになる、ゼロ%を下回るといったような事態が起きてございます。

財政健全化に向けた政府の取り組み姿勢が明示的、継続的に示されないと、マイナスになったとはいえ、日銀による国債購入が財政ファイナンスであるとみなされかねないということで、国債に対する信認が低下する可能性が生じるということに大変注意をしていただかなければいけない。

そしてまた、先ほど大臣がおっしゃいましたように、支出の面でさまざま経済対策を補正予算で行ってきているということでございます。

政治が経済に対する一層鋭い感覚を持ちながら財政運営をしていかなければいけないということでございます。

きょう、ニュースでもよく流れていますけれども、株価も大変乱高下をしております。為替もなかなか今安定しているという状況ではないというふうに思います。こういう状況を眼前に見ながら、さらにしっかりした経済対策をやっていかなければいけない、財政も引き締めていかなければいけないという状況の中で、最後に、二〇二〇年、プライマリーバランスの黒字化に向けて、経済財政一体改革とその前提となるデフレ脱却、経済再生をさらに推進していく必要があるというふうに考えますけれども、大臣の決意をお伺いしたいと思います。

○L 国務大臣 今御指摘がありましたように、二〇二〇年度の基礎的財政収支のバランスというものを、いわゆる黒字化に向けまして、今まずは経済の成長戦略というものを着実に実施することによって経済再生ケースを実現

するということがまず第一なんです、それでやりました、内閣府の出した中長期試算で示されております六・五兆円の赤字というものにつきましては、これは我々としては、経済・財政再生計画で示されております目安というものは出してありますので、その改革工程表というものに基づいて歳出改革を実行していかねばならぬということだと思っています。

加えて、五年先の話ですので、まずは二〇一八年度にその進捗状況というものをきちんと評価して、必要な場合には歳出歳入というものの双方にわたって追加的な対応を検討するというのと既にいたしてその方向で動いております。

いずれにしても、不転換の決意でこの二〇二〇年の目標というものをきちんと達成するというにしていこうことによって、市場の信頼であり、また先ほど言われた財政ファイナンスに対するそしり等々、いろいろなものにきちっと対応できるという姿勢を示し続けるというのは国家の財政運営として極めて重要なことだ、我々もそう思って臨んでまいりたいと思っております。

○I委員 ありがとうございます。

大臣の所信について御質問をさせていただきました。

財政健全化と両立をして、デフレ脱却、経済再生、ぜひとも実現ができるように、そして二〇二〇年のプライマリーバランスの黒字化を目指して、私も努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○M委員長 次に、D君。

○D委員 おはようございます。公明党のDでございます。

限られた時間でございますので、早速質問に入らせていただきます。

L大臣は所信の中で、デフレ不況から脱却しつつあると述べられて、そしてその根拠として、雇用また企業収益などの指標を取り上げられております。

ただ、デフレ不況というからには、物価動向に対する認識というのも重要だというふうに考えておりますので、その点を伺いたいというふうに思います。

我が国では、二〇〇〇年ごろから今日まで、ほとんどの期間を通じてデフレ状態が続いてきました。その間、消費や設備投資が減少して経済が縮小してきた。このデフレから脱却をしなければ経済の再生は実現できない。その意味で、A内閣も日銀も、デフレからの脱却を目標として政策を進めてまいりました。

現在の物価動向をどのように見るかというのは、政策判断をする上での重要な要素であるというふうに考えております。

直近の物価動向を見てみますと、生鮮食品を除く消費者物価上昇率、コアの上昇率は、二〇一四年では、消費税率引き上げの影響を除いたとしても、大体一%以上のところで推移をしてきました。しかし、原油価格の大幅な下落の影響もあって、直近ではゼロ近くの横ばいという状況になっております。生鮮食品、石油製品、そしてその他の特殊要因を除いたよくコアコアと言われている指数で見ると、今度は二〇一四年から一五年を通じてプラスで、大体一%前後というところになっております。

これは後からわかる数字でありますけれども、デフレーターは、二〇一四年からプラスに転じて、直近では一・八%ということであります。

消費者から見ると、生活実感というのから見ると、コアの数字というのが物価という認識に近いのかなと。一方で、企業から見ると、それぞれの業態にもよりますけれども、コアコアの認識に近いところもあるのかなというふうに思います。

こうしたさまざまな指標がある中なんですけれども、大臣は、今後の政策判断をするに当たりまして、現状の物価動向はどういうふうに認識を持たれているのか、御見解を伺いたいというふうに思います。

○L 国務大臣 アベノミクスと言われる経済政策、いわゆる三本の矢とかいうような、いろいろな表現がありますけれども、これによって、生鮮食品とかエネルギーを除いたいわゆる物価の基準が従来のマイナスからプラスに転じたということは確かだと思っておりますし、また、実質GDPの伸びが名目GDPの伸びを上回るとかいうようなものも、逆転現象とよく言われていましたけれども、これの解消もできたと思っておりますので、もはやデフレではないという状況をつくり出したことまでは間違いないと思っております。

デフレでも景気よかったときは戦前を見ますとあるわけで、デフレ不況になるところが問題なので、インフレでも好不況があるのと同じなんです、そういった意味で、我々は、デフレ不況からの脱却まであと一歩というところまでは来ているんだと思っております。

ただ、足元では、御存じのように、きょうのWTI、ウエスト・テキサス・インターメディアート、いわゆるニューヨークで取引されております石油の価格、ドバイの価格とかいろいろ石油価格があるんですが、WTIと言われるものでいきますと、二十七ドルとか八ドルまで下がってきております。

おとしになりますか、一年前はほぼ百ドルを超えていましたので、それからいきますと、四分の一まで石油価格が下がってきているというのは、石油を輸入しております我々、石油生産国ではない我々にとりましては、経済

に与える影響は極めていい影響を与えるわけですし、ドルが高くなって円が安くなって、本当でしたら石油の値段がもっとふえるはずが、下がった分で我々は助かっておるといので、貿易収支にも非常にいい影響を与えたんだと思います。

消費者物価という点から見ますと、これはなかなかそっちの方にはプラスには作動しにくいという状況にありますので、先月閣議決定をいたしました政府の経済見通しでは、平成二十八年度の消費者物価、これはコアとかではなくて、いわゆる総合物価指数ですけれども、経済の好循環の進展によって需給が引き締まっていく中で、一・二%程度の上昇というものを見込んでおります。

今後、賃上げ等々の流れを受けると同時に、雇用とか所得の拡大というものが続いていくということで考えますと、経済の好循環ということに回すことによってデフレ不況からの脱却というものも確実なものになる、そういった方向で事は進みつつある。我々が考えていたより遅くなっているのは、極めて外的な要因が多いのであって、そのほかの意味においては、きちんとした対応がそれなりにでき上がりつつある、我々としてはそのように考えております。

○D委員 今、答弁にもございましたけれども、いわゆる需給ギャップによるデフレというのは解消しつつあるんだけれども、石油製品というような特殊要因があって、まだなかなかこのデフレから脱却をするというところまでは至っていないというのが現状だというふうに思っております。

もう一つ、先ほど大臣もお話をされておりましたけれども、やはり、消費者も企業もデフレマインドがしみついていて、今後も物価は下落を続けるんじゃないかという意識が潜在的には非常に強くて、ちょっと新聞にも出ていましたけれども、価格据え置きのかん縛みたいなものがある、なかなかそこから抜け出せないという状況があるんじゃないかというふうに思います。

また、デフレが何で悪いのか、どういう悪い影響があるのかという問題意識が企業あるいは消費者に広く共有できていないという部分があるんじゃないかというふうに思います。やはり、物価が緩やかに上がっていくことが日本経済にとっていいことであって、そして、結果的に、所得の増加を通じて、それは生活の向上にもつながっていくんだということを実感してもらうようにしなければならない。これからがそういう意味で、非常にこのところが重要なところだというふうに考えております。

その意味からは、先ほどもお話がありましたけれども、政労使会議であるとか官民対話を通じて、働きかけるということと同時に広くコンセンサスをつくっていく、そういうコンセンサスをつくっていくということが重要なん

だろうなというふうに思っておりますので、また引き続き政府においては取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

そこで、次に、所得税の給与所得控除の上限額の話について御質問させていただきたいというふうに思います。

所得税の給与所得控除の上限額が、平成二十八年分から給与収入一千二百万円超について二百三十万円に、そして二十九年分からは給与収入一千万円超について二百二十万円に引き下げられるということが決まっております。給与が一千万円超のいわゆる高所得世帯の税負担がふえて、その分税収がふえるということでもあります。

私は、この改正によって所得税の累進度が高まって、結果的には所得税の所得再分配効果が高まるというふうに考えております。以前からもこうした措置が必要であるということは私自身も提案をさせていただいておりましたけれども、二十六年度の税制改正でこれが盛り込まれたというわけでございます。

こうした改正を行う目的、また、それによってどの程度の効果を期待されているのか、財務省の御見解を伺いたいというふうに思います。

○S副大臣 給与所得控除につきましてのお尋ねでございます。

この改正につきましては、給与所得者の実際の勤務関係経費等に比べて、控除額の額が、ちょっと水準が過大ではないかという御指摘があったり、また、委員もお触れになりましたが、所得の再分配機能というような、この機能回復を図るという観点がございますが、これを踏まえたものでございまして、この改正によって八百十億円程度の増収を見込んでいるということでございます。

○D委員 所得の再分配機能というのは税制の重要な役割の一つでございます。所得の格差が拡大をしているんじゃないかと言われているときにあって、やはり、所得課税のみならず税制全体でこうした再分配機能についてさらに検討していく必要があるんだろうというふうに考えております。

また、政府そして与党におきまして、そうした点からの税制の見直しに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、先般、財務省から公表されました租税特別措置の適用実態調査についてお伺いしたいというふうに思います。

これは、もう大変な労力をかけた調査であって、費用対効果という面では若干いろいろな御意見もあるのは承知をしておりますけれども、ただ、その調査結果には、政策減税等の政策効果を理解する上で重要なデータも数多く含まれているというふうにも理解をしております。

その内容に関し何点か質問させていただきますが、これは、通告ではちょっと別々にお話をしたんですけれども、時間の関係もありますので、まとめてお答えいただければというふうに思います。

その調査結果の中で、平成二十六年度には、中小企業等の法人税率の適用件数が前年度比で約五万件、軽減されている金額では二千二百八十億円、適用が報告をされております。このことは、約五万件の中小企業が、いわばそれまでは赤字で税金を納める必要がなかったものが黒字化をしたんだ、それで法人税を納税したということだと考えております。中小企業の経営が改善をしたのかということを確認されているのかどうかというのを一点。

また、この調査結果の中で、所得拡大促進税制については、平成二十六年度の適用額が約二千五百億円、前年度比で二千億円増額をしております。これは税額控除でありますから、この分がまさに賃金、勤労者の所得として増加をしたということではありますが、この制度はかなり効果が上がったのか、どういう御認識か、お伺いしたいというふうに思います。

○S副大臣　まずは中小法人向けの軽減税率についてでございますが、二十六年度の適用実態調査の数字は委員が御指摘をいただいたとおりでございますけれども、この租税特別措置は、資本金一億円以下の中小法人につきまして、所得八百万円以下の部分に係る税率を原則の一九％から一五％へと軽減するものでありまして、法人税を納税する黒字の中小法人であれば幅広く利用可能な制度であるものでございますから、この適用件数が増加しているということは、黒字の中小法人がふえていることを意味するものと考えております。

また、所得拡大促進税制についてもお尋ねがございました。

これは、賃金引き上げを後押しするための思い切った政策税制として、二十五年税制改正で創設をしたものでございますが、二十六年度には二千億円増加して二千五百億円となっているものでございまして、これは順調にこの制度が活用されていることのあらわれだと受けとめております。

こうした税制面の取り組みのほか、政労使会議の取り組みなどが相まって、賃金引き上げの動きが出てきているものと考えております。

○D委員　ありがとうございました。

今の経済の動向、とりわけ企業の経営の動向について、結果が出るまでにちょっと時間がかかるんですけれども、非常に税収という面から見れば正確に理解できるものだというふうに考えております。

ただ、この調査結果では、他方、適用件数が全くないとか、あるいは極めて少ないというようなものもあります。これは、制度の使い勝手が悪いのか、あるいは、そもそもニーズがなかったのか、当初あったんだけれどもそれが

減ってきたのか、さまざまな事情はあるんだというふうに思いますけれども、政策減税でありますから、元来は目的があって導入されているわけでありますので、ぜひ不断の見直しを行ってより活用しやすいものにしていただきたいというふうに思いますし、また、要らなくなったものは大体見直していただきたいというふうに考えておりますので、これは要望させていただきます。

(…以下、略)